

2022年度愛知県動物愛護推進協議会第2回会議議事録

1 日 時：2023年3月22日（水） 午前10時から正午まで

2 場 所：愛知県自治センター5階 第四会議室

3 出席者：

（委員） 吉永委員（会長）、庄村委員（副会長）、井上委員、大羽委員、大山委員、近藤委員、島崎委員、鈴木委員、丹委員、中野委員、松木委員、水谷委員、山本委員

（事務局） 成瀬担当課長、中村課長補佐、黒坂主査、坂主任
動物愛護センター 柴田業務課長

4 概要

(1) あいさつ

【生活衛生課 成瀬担当課長】

委員の皆様方には年度末のお忙しい中、令和4年度愛知県動物愛護推進協議会第2回会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県におきます動物の愛護と適正な管理の推進に御理解・御協力をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

ここ数年は新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じ、会議の開催方法を適宜変更するなどの対応を行ってまいりました。本年度の第1回会議につきましても、急遽書面開催へと変更させていただいた次第です。

その新型コロナウイルス感染症の対策も徐々に緩和されつつあり、また、感染状況も落ち着いてきましたので、本日は対面会議として開催することとしました。

本日の会議では、前回対面会議として開催しました令和3年度の第1回会議で、委員の皆様から御提起いただきました「野犬問題」について、まずは愛知県の状況をご説明させていただく予定です。

野犬問題については、本県としても大きな課題であると認識しております。本日は、皆様からの御意見をいただき、今後の取組の検討における参考とさせていただきたいと考えております。

その他にも、最近の動物愛護に係る動向について情報提供させていただく予定です。

委員の皆様におかれましては、その豊富な御経験、御見識に基づき、専門的な視点から活発な御意見をいただければ幸いです。

本県といたしましては、引き続き、動物愛護施策の推進に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましては、今後とも一層の御指導・御支援を賜りますよう、重ねてお願いしまして、開催に当たってのあいさつとさせていただきます。

(2) 議題

ア 愛知県における野犬の状況について

動物愛護センター 柴田業務課長 愛知県における野犬の状況について説明。

【島崎委員】

7日間程度の馴化期間を経て第一次選考に進むとあったが、馴化期間にはどのような取組を行っているのか。

【動物愛護センター 柴田業務課長】

人に友好性のある犬の場合は、3日間の公示期間を経たのち、すぐに選定に入ることができる。一方、人馴れしにくい犬の場合は、7日間の馴化期間の中で、寄生虫の駆除、感染症の検査、検便の健康管理を行うほか、シャンプーを行うなど、人と触れ合う機会を増やすことで、その期間に人馴れをするか確認している。

【島崎委員】

一日にどのくらい犬と触れ合う時間があるか。

【動物愛護センター 柴田業務課長】

職員が少ないため、長い時間触れ合うことはできていない。

【島崎委員】

自身の経験から、成犬の野犬を馴らすには、かなりの時間を要し、また、犬に付き添う職員の体制も必要であると考えている。動物取扱業の業務が増大する中で、野犬の馴化に職員を割くことは難しいと思われるが、野犬の馴化に職員を割いた方がよい。最初の頃に人がなるべく前に座っているだけでもいい。犬と触れていくということで、馴れも早くなるのではないかと思う。とにかく人が前に座っている状況を作り、なにも特別なことをしなくても人がそこにいるという状況があるかないかでその後の状況が変わってくるような気がするので、少ない人員で大変かとは思いますが、プロジェクトとして取り組んでももらえれば譲渡適正も上がってくるのではないかと。

【動物愛護センター 柴田業務課長】

動物愛護センター本所では、犬舎が2階、事務所が1階にあるため、行ったり来たりが難しいほか、収容管理以外にも業務があるため、ずっと犬の世話ばかりに時間をかけていられない。検討してみたいが、現状では難しいかと思う。

【島崎委員】

ボランティアの活用も検討していただきたい。座っているだけのボランティアというのがあってもいいのではないかと。海外のシェルターだと、犬を見に来た人が、その犬用のカップに入っているおやつを投げているようなこともある。誰でもおやつを与えるとするのは健康管理上の問題があると思えるが、野犬の馴化にある程度慣れた方や推進員の方を活用すれば、少し足りない手をまかなえるのではないかと。

【大羽委員】

ボランティアの活用という意見があったが、人に馴れずに処分するとなったときに、ボランティアの方が、それを納得するかどうかという問題もある。今はSNSが普及しているので、ボランティアの方が守秘義務を守れるかどうかという不安もある。ただ、人の影を見るだけで、特に子犬の場合は変わってくるのではないかと。

【大羽委員】

里親に出した野犬たちが、その後どうなったか調べたので報告する。

警戒心が強いのは確かであるが、懐いたら普通以上に可愛いという意見があった。ただ、ずっとべたべたするのではなくて、犬が距離をとった場合は、飼い主は近づかない方がいい。人に従わせるといったしつけではなく、人が譲歩し犬に合わせてあげられるような飼い方も必要と聞いた。叱るしつけは絶対にしてはいけない。野犬としては、何を叱られているのか分かりづらいので、一般の飼い犬とは違う感覚で飼う方がよい。元野犬の場合、トレーニングに通っていたとしても、飼い主が動物病院に連れて行けない

こともあり、トレーナーの付き添いが必要になることがある。付き添うトレーナーもいつも見ているトレーナーでなければいけない。人に馴れないような犬を外にずっとつないで人との接触がなくなると、全く人に馴れない犬になってしまうため、外繋ぎで飼うのは難しい。様々な方から意見を伺ったが、野犬はとても警戒心が強く、里親に出ても逃げてしまうという事例が多くある。ダブルリードやショートリードをずっと付けておくなど、捕まえやすくしておくことも手ではないかと考えている。

【吉永会長】

仕事中に野犬をそばに置いておいたら、2、3か月程度で人に馴れてくれたことがあった。仕事上難しいこともあるかもしれないが、そういう方法もよいのではないかと思う。

【吉永会長】

体験学習を実施する場合、どこの地域の学校が対象となるのか。県と中核市でどのような棲み分けをしているのか。

【動物愛護センター 柴田業務課長】

動物愛護センター本所であれば、豊田市内が多い。豊田市内の学校であっても、例年県に依頼している学校は、豊田市ではなく県に依頼するようになっているのではないか。

【吉永会長】

他の西三河地区の学校で実施した方がよいのではないか。

【動物愛護センター 柴田業務課長】

動物愛護センターから距離があることもあり、西尾市からの依頼はなかなかない。

イ 動物愛護に関する最近の動向について

事務局 黒坂主査 マイクロチップ装着・登録制度について説明。

【大羽委員】

愛知県の市町村において、マイクロチップの特例制度に参加している自治体はないとのことであったが、制度に参加するように県から市に働きかけはしているのか。

【事務局】

市町村の自治事務であるので、県から市に制度参加を強制することはできない。制度に参加するためには、各市町村での体制整備が必要になるので、すぐに参加するということは難しいのではないかと考えている。

【島崎委員】

制度に参加すると、実質上3,000円を徴収している登録手数料がとれなくなることが予想される。ブリーダーのところではまだ生後90日を迎えていないため、狂犬病の登録義務が発生していない。犬の登録手数料を誰がどのように支払うのかが課題である。マイクロチップの登録システムで、飼い主が登録をした際に手数料を支払える仕組みになっていればよいが、国からはシステム内での手数料支払いを整備できないとの話を聞いている。システムで登録をしたが自治体に手数料を支払っていないという人がいた場合、どう対応するのか、方法や業務の増大が課題になる。手数料の徴収については、参加している自治体によって対応が異なっている。登録数が年間100頭程度の自治体だと徴収事務も行えるため、実際に行っている自治体もあるが、年間1,000頭以上の新規登録がある自治体では、徴収事務を行う余裕があるとは思えない。年間年間1,000頭の登録があると

すると、手数料が300万円ということになるため、手数料を徴収しなかった場合、動物愛護の予算にも影響が生じる。また、制度に参加しても事務量が軽減されない。犬の登録システムの管理は、引き続き自治体に任されている。マイクロチップのシステムは、狂犬病予防接種履歴の管理には使えない。マイクロチップのシステムから送付されるデータを、各自治体の犬の登録システムに移してきて、自分たちで注射履歴を入力するということになる。事務作業が二度手間となり、さらに、手数料を徴収できないことになっている。自治体の制度参加が進まないのは、そこがネックになっているのではないか。環境省が対応案を検討しているというが、対応案が決まらなければ、特例制度に参加するか否か決めることができない。

【大羽委員】

一般の方は、何のためのマイクロチップなのかわかっていない。よくあるのは、GPSだと思っている。うちの犬は、GPSが入っているから離しても大丈夫みたいに考えている人もおり、マイクロチップの弊害が生じてきているように感じている。

【近藤委員】

一昨年前から、猫の譲渡会を実施する「安城さくら猫の会」の活動に参加している。さくら猫の会から譲渡した猫は、全頭マイクロチップを入れている。犬には狂犬病予防法に基づく犬の登録があるが、猫には戸籍というものがない。猫に戸籍をとという感覚でマイクロチップを入れることを普及させることもよいと思う。

【吉永会長】

マイクロチップに係る県内の情報については、生活衛生課の方で把握して、また教えてください。

ウ その他

【井上委員】

豊橋市では動物愛護センターの整備の検討を進めており、その件について報告する。

豊橋市では、人と動物が共生する住みよいまち豊橋を実現するため、動物愛護センターの整備を検討している。本年度、動物愛護センターの計画地、主要機能、施設、整備の内容や規模等を明らかにするため、整備計画の策定を進めてきた。内容としては、建物が1,000㎡の平屋建てで、構造は鉄筋コンクリート造になる。収容頭数は、犬が20頭、猫が60頭になる。屋外施設として、芝生広場や駐車場を整備する。施設の管理運営については、施設全体の直営を基本とするが、清掃や設備点検などの施設の維持管理に係る運用業務については個別に委託を検討している。人員体制については、開館日や業務量を精査し、検討していく。今後の整備スケジュールについては、来年度は当該センターの土地の取得を目指していく。計画地は保健所に近接する敷地面積3,000㎡から4,000㎡の農地である。計画地の地質調査や建設に向けた設計を行う。令和6年度に工事を開始し、令和7年度以降の開始を目指して。総事業費は、センター整備に必要な工事、用地取得、備品購入などの費用として9億円を想定している。

本市の動物愛護センターの整備の検討に際し、愛知県を始め皆様方には、多大なる御協力をいただきましたのでこの場をお借りして御礼申し上げます。

【大羽委員】

自身の参加しているボランティア団体に投書があった。ノイヌは害獣、野犬は保護対象になっている。愛知県にはノイヌはいないということになっているが、野犬なのか、離れてしまった犬なのかは知らないけども、それをノイヌとして撃ち殺している者がいるとのことであった。

愛知県の方で、ノイヌを把握しているか。

【事務局】

ノイヌは環境部の所管となる。愛知県内にはノイヌはいないということで整理している。ノイヌは人の手を介さない、人里にも来ない、という整理がされているようである。愛知県内では、人と関わりが全くない犬は野犬という整理がされている。

【大羽委員】

狩猟する人が、野犬をノイヌと言った場合、証明できないのではないかと。紛らわしいのでなんとかできないのか。

【鈴木委員】

外観だけからでは証明のしようがないと思う。

【島崎委員】

先々週に、愛知県警察から野良猫とノネコはどう違うのかという問合せがあった。人里を離れ、人と全く独立して生活していればノネコだと定義上はなっているが、その猫を見たときに野良猫かノネコか、どちらかわかるかという問い合わせだった。

【大羽委員】

野犬とか野良猫が保護対象にならない前提でできた時の法律なのではないか。野犬は保護対象になるので愛護法に触れることになる。

【中野委員】

野犬とノイヌ、野良猫とノネコを区別することは難しいと思う。

【事務局】

ノイヌ、ノネコに関しては鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で規定されるものであり、動物愛護法で野犬、野良猫を扱うことになる。先程説明したとおり、鳥獣保護法を所管している環境部が、愛知県内にはノイヌ、ノネコはいないという見解を出しているのので、すべて野犬、野良猫として扱っている。

【事務局】

事務局から委員の皆様に来年度の予定に関してお知らせがある。現在委嘱している愛知県動物愛護推進員の任期が令和5年6月末で終了になる。それに伴い、来年度は次期推進員の委嘱手続きを行います。本協議会の委員の皆様には、候補者の推薦をお願いする予定なので、協力をお願いしたい。

また、本協議会に公募委員として参加いただいている大羽委員と近藤委員にも令和5年6月末日までの任期となる。二方には会議で非常に有意義なご意見をいただき、誠にありがとうございました。本日はまだ任期満了前ではありますが本日無事に協議会を開催することができ、皆様にお集まりいただく機会をもつことができましたので、この場を借りて御礼を申し上げます。

(4) 閉会